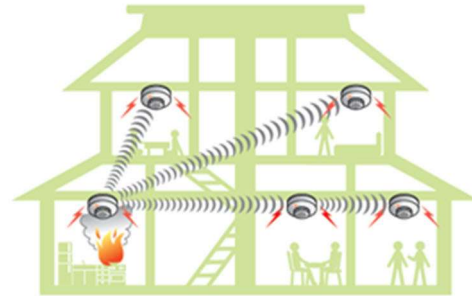


特小自火報

<設備イメージ>



<概要・特徴>

1. 無線式の連動型警報機能付感知器⁶のみでの構成が可能（無線の通信状況に応じて中継器を設置することがある。）。
2. 1による場合、電池式、かつ、無線式での設置が可能であるため、配線工事が不要で簡易な工事で設置が可能。

<設置可能施設>

次のア～エの防火対象物（特定一階段等防火対象物⁷を除く。）とする。

- ア （2）項二、（5）項イ、（6）項イ(1)～(3)、（6）項ロ、（6）項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 ㎡未満のもの。
- イ （16）項イに掲げる防火対象物で延べ面積が 300 ㎡未満のものうち、アの用途に供される部分が存在するもの
- ウ （16）項イに掲げる防火対象物で延べ面積が 300 ㎡以上のもののうち、アの用途に供される部分が存在する小規模特定用途防火対象物であり、アの用途に供される部分のほかは、規則第 23 条第 4 項第 1 号へにより感知器の設置を要しない部分のみであるもの。
- エ （16）項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
- ・ 延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満
 - ・ （5）項イ及び（5）項ロ以外の用途が存在しないもの
 - ・ （5）項イに供される部分の床面積が 300 ㎡未満

⁶ 火災が発生した旨の警報を発する機能を有しており、火災の発生を感知した場合に、火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するもの。

⁷ 特定用途に供される部分が避難階以外の階（1 階と 2 階を除く。）に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直結する階段が 2（当該階段が屋外に設けられている場合等にあつては 1）以上設けられていないもの。

第3 検討結果

特小自火報は、消防法施行令及び同規則において、通常用いられる自火報に代えて、当該設備と同等以上の性能を有するものとして設置が認められているものであることから、本検討会において、通常の自火報に求められる性能を考慮しつつ、現在の特小自火報の簡易な機器構成や感知器性能などの利点や延べ面積 300 m²未満という比較的小規模な防火対象物に限定している点などを踏まえ、設置可能な範囲の拡大を検討した。

3.1 用途等の範囲拡大について

現 状

自火報の設置義務がある小規模な施設（延べ面積 300 m²未満）であっても、飛行機又は回転翼航空機の格納庫（(13) 項ロ）、文化財建造物（(17) 項）、無窓階又は地階で 100 m²以上の遊技場（(2) 項ロ）、飲食店（(3) 項ロ）等の防火対象物については、その設置が認められていない。

見直しの内容

小規模な施設（延べ面積 300 m²未満）について、特小自火報の設置が可能な用途や部分を拡大する。

- (13) 項ロ、(17) 項
- (9) 項イ（延べ面積 200 m²以上）
- (16 の 2) 項に掲げる防火対象物（令第 21 条第 1 項第 3 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものを除く。）の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの。
 - ① (2) 項ニ、(5) 項イ並びに (6) 項イ(1)～(3)まで及びロに掲げる防火対象物
 - ② (6) 項ハに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（利用者を入居させ、または宿泊させるものに限る。）。)
- (2) 項イからハまで、(3) 項の地階又は無窓階で床面積が 100 m²以上のものの、(16) 項イについては、地階又は無窓階に存する (2) 項、(3) 項の用途部分の床面積の合計が 100 m²以上のもの。
- 防火対象物の地階又は 2 階以上の階のうち、駐車のに供する部分の存する階で、当該部分の床面積が 200 m²以上のもの（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）。)